

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県小野市長

## 公表日

令和4年12月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>小野市は、高齢者の医療の確保に関する法律、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報、適用除外情報及び障害認定情報等を入手し、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に提供し、広域連合から被保険者情報を受け取る。</li> <li>・被保険者資格取得届・喪失届等の受付を行い、広域連合へ送付する。</li> <li>・被保険者証や各種資格者証を被保険者に交付する。</li> <li>・保険料の賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得及び課税情報等を入手し、広域連合に提供する。</li> <li>・特別徴収候補者情報を基に、保険料の徴収方法を決定する。</li> <li>・保険料の賦課情報を管理し、保険料（納入）通知書、納付書等、各種通知を作成し、被保険者へ送付する。</li> <li>・徴収した保険料の収納情報・滞納情報を広域連合に提供する。</li> <li>・保険料の過誤納金について、還付・充当の処理を行う。</li> <li>・保険給付に関する各種申請を受け付け、広域連合電算処理システムへ必要事項を入力し、申請書を広域連合へ送付する。</li> </ul> <p>番号法の別表第二に基づいて、小野市は、後期高齢者医療に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 後期高齢者医療システム</li> <li>2. 収納消込／滞納管理システム</li> <li>3. 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（広域連合標準システム）</li> <li>4. 団体内統合宛名システム</li> <li>5. 中間サーバー</li> <li>6. 汎用オンライン申請システム</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の59の項</li> </ul> </li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第一省令 第46条</li> </ul> </li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)          :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(80の項)          :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(83の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)          :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>市民福祉部 市民課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>市民課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p>—</p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>〒675-1380          兵庫県小野市中島町531番地          小野市役所 総務部 総務課          TEL(0794)63-1000(内線529)</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒675-1380          兵庫県小野市中島町531番地          小野市役所 市民福祉部 市民課          TEL(0794)63-1000(内線605)</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

